

## 仕様書

### 1 業務名称

軽自動車税原動機付自転車等標識収集運搬処理業務

### 2 業務の目的

発注者の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を次のとおり実施する。

### 3 法の遵守

発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

### 4 事業場（産業廃棄物の排出場所）

（住所）大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1

（施設の名称）堺市三国ヶ丘庁舎

### 5 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類：金属くず（原動機付自転車等標識及び付属金属くず）

数量：約 500 k g（段ボール約 65 箱）

### 6 履行期間（契約の有効期間）

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 7 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

（1）産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

（2）前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。

なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

（3）受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。

（4）受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

### 8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲を記載した書面及び事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出し、契

約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

9 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

受注者は、発注者から委託された上記5の廃棄物を発注者と協議して決定した最終目的地に搬入する。決定した最終目的地は書面を作成し契約書に添付する。

10 積替え又は保管

受注者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管については、行わない。

11 処分又は再生の場所、方法及び能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を処分又は再生するにあたり、事業場の名称、所在地、処分又は再生の方法及び施設の処理能力について発注者の承認を得て、その内容を記載した書面を契約書に添付すること。

12 中間処理後の産業廃棄物の再生並びに最終処分の予定

受注者は、中間処理後の産業廃棄物の再生並びに最終処分の予定について、次の事項を記載した書面を発注者に提出し、契約書に添付すること。

- (1) 中間処理後の廃棄物の種類
- (2) 再生又は最終処分を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 再生方法又は最終処分方法
- (4) 施設の処理能力

13 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報

- (1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項  
回収したナンバープレート。有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。
- (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項  
あり ( )・なし
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項  
あり ( )・なし
- (4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項  
あり ( )・なし
  - イ 廃パーソナルコンピュータ
  - ロ 廃ユニット形エアコンディショナー
  - ハ 廃テレビジョン受信機
  - ニ 廃電子レンジ
  - ホ 廃衣類乾燥機
  - ヘ 廃電気冷蔵庫
  - ト 廃電気洗濯機

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

あり ( )・なし

(6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

あり ( )・なし

14 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

処理は1回のみであるため変更なし

15 業務終了時の発注者への報告に関する事項 (注: 報告方法については適宜修正してください。)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、受渡確認票(紙マニフェストの場合はその写し)で代えることができる。

16 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

17 収集に関する注意事項

収集運搬許可車両による運搬日については事前に発注者と協議すること。

18 その他

(1) 別紙1の「暴力団等の排除について」の内容を理解の上、遵守すること。

(2) 運搬中は回収した標識の落下防止のため、荷台をシートで覆う等の措置を講じること。

- (3) 受注者は標識の保管場所に施錠するなど標識の管理には十分注意し、標識の紛失、滅失又は盗難などの事故防止に努めることとし、事故が発生した場合には、本市が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償の責任を負わなければならない。
- (4) 本市が、事務所・処理施設等立入検査を要求したときは、これに従うこと。
- (5) 中間処理後の最終処分の予定は、溶解等の方法により標識として再利用ができない形にすること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本業務に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者の協議の上でこれを定めるものとする。

1 受注者の事業範囲

(1) 収集運搬業に関する事業範囲

		積み込み場所	積み下ろし場所
許可都道府県・政令市			
許可の有効期限			
事業の 範囲	産業廃棄物の種類		
	積替え又は保管の有無		
許可の条件			
許可番号			

(2) 処分業に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
処分の方法	
許可の条件	
許可番号	

2 産業廃棄物の運搬の最終目的地

事業場の名称	
所在地	

3 処分又は再生の場所、方法及び能力

事業場の名称	
所在地	
処分又は再生の方法	
施設の処理能力	

4 中間処理後の産業廃棄物の再生並びに最終処分の予定

(1) 中間処理後の再生の予定

最終処分 先の番号	中間処理後の産 業廃棄物の種類	事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理 能力

(2) 中間処理後の最終処分の予定

最終処分 先の番号	中間処理後の産 業廃棄物の種類	事業場の名称	所在地	最終処分 方法	施設の処理 能力

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

### 2. 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。